

公 告

令和6年6月28日

岸和田中央商業協同組合

清算人 保木本務

冠省

既にご存知の通り当組合は、令和5年12月14日に解散し、現在清算業務を進めております。その業務の中に平成3年に発行し 商店街連合会もご参加いただいた、共通商品券の取り扱いについて、6年6月28日に官報に取扱い廃止の掲載をし、資金決済法に基づき、払い戻しをいたします。

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、岸和田中央商業協同組合は、令和5年12月14日解散いたしましたので、清算人保木本務が発行済の共通商品券について、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、次のとおり払戻を行います。

(払戻を行う前払式支払手段の種類)

共通商品券

(払戻の申出期間)

令和6年7月1日から令和6年9月20日

※当該期間内に払戻のお申出がない場合は、この払戻手続から除外されます。

(お問い合わせ先)

岸和田中央商業協同組合事務所 清算人 保木本務

〒596-0056 大阪府岸和田市北町9番16号

電話 072-422-2704

受付時間 午前10時から午後4時 (土、日、祝日は除く)

令和6年6月28日 岸和田中央商業協同組合

商品券を持参できない場合は、申出される方の連絡先を電話にて受け返信用封筒と共に共通商品券払い戻し申請を郵送、返信された記載内容を確認の上指定口座へ共通商品券の額面合計金額を振込む(返信用の切手代、振込料は組合にて負担)

共通商品券の見本

前払式証券の見本文はその裏面及び裏面の写し



・本券は岸和田商店街連合会が発行するものであります。
・本券は現金との交換はできません。
・本券の販売・流通などは、岸和田商店街連合会が行ないます。
・本券は兌換に際して、どうぞお手数をおかけください。
・本券は現金地図では扱いませんので、お手数おかけさりしないようお願いいたします。
・本券の現金地図は、下記の通りお使いいただけます。
・本券は現金地図以外の現金地図での入金は出来ません。

00000007002

販売所	販売店

(決済金額印跡)
泉州銀行 本店窓口

